

## 幹線道路沿道における緩和について

本件については、第43回松江市都市計画審議会において、松江市開発審査会案件として、基準を策定し、取り扱うことを決定して頂きました。

この度、令和3年2月25日付で松江市開発審査会の承認を頂き、以下のとおり、基準を策定しましたので、ご報告をさせていただきます。（基準の施行日：令和3年4月1日）

### 松江市開発審査会運用基準

#### 幹線道路沿道における倉庫等

その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがなく、環境の保全上支障がないと認められ、かつ、幹線道路の交通利便性を活かし、雇用創出や事業活動の効率化など産業振興につながる倉庫等で、次の要件のいずれにも該当するものであること。

#### 1. 対象敷地について

- (1) 国道及び主要地方道などの幹線道路（車道幅員 6.5m以上で 2 車線以上の道路）の沿道の土地であること。
- (2) 松江市開発行為に関する指導要綱第 4 条（開発区域の制限）に規定する区域を含まない土地であること。
- (3) 対象道路から事業敷地に直接かつ容易に出入りすることができること及び出入りの際に車両及び歩行者が安全に通行できるような措置がとられているものであること。

#### 2. 対象建築物について

- (1) 都市計画法第 34 条第 1 号から第 13 号及び既存の土地利用を適正に行うために必要な管理施設（資材置場の管理事務所等）のいずれにも該当しないものであること。
- (2) 自己の業務の用に供するものであること。（建物賃貸業を除く。）
- (3) 建築基準法別表第 2（る）項に該当しないものであること。
- (4) 居住及び物販の用に供さないものであること。
- (5) 延床面積は、原則 500 m<sup>2</sup>以内であること。
- (6) 新たな公共施設（給水施設を含む。）の整備を伴わないものであること。
- (7) 松江市景観計画に適合し、景観政策の観点から支障がないことについて関係部局との調整がとれたものであること。